

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	主査	担当	担当							文書取扱主任	

第7回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年11月29日（木曜日）	開会：15時00分	閉会：18時53分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、三上、		田湯副主幹
	山腰、井上、水口		寿崎主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	（1）生活保護費の不正請求に係る資料の提出について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印		

平成19年11月29日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成19年11月28日付け滝議第134号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
総務部財政課主任主事	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第7回 厚生常任委員会

H19.11.29(木)15:00～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）生活保護費の不正請求に係る資料の提出について （資料）福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第7回 厚生常任委員会

H19. 11. 29(木) 15 : 00～

第一委員会室

開 会 15 : 00

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。

委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、三上、山腰、井上、水口
NHK、STV、HBC、読売新聞、毎日新聞、北海道新聞、空知新聞社の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

(1)生活保護費の不正請求に係る資料の提出について

居林部長

前回資料請求のあった件について配付した。そのほかに委員長から今回の事件に係る関係機関との連携について時系列で整理した資料の提出を求める旨の話があったので、横長の資料が配られていると思う。連携経過以外の資料については前回話したように個人情報保護法により個人情報をなかなか出せないこともあるが、副市長も交え法務担当とも協議をした。弁護士との約束で病名や病院名については黒塗りをしていただいたが、今回の議会への資料提供については議員の調査活動の中で必要なものと判断をし、市の1つの機関である議会に対して個人情報の外部提供ということではなく、目的外利用という最大限の形の中で示したものである。個人情報の目的外利用、情報公開の観点で判断せざるを得ないため、報道機関に対しては情報公開できないものと判断している。あえて申し上げることもないが、配付した資料については、個人情報として公開はできないものもあるので、守秘義務を有している議員の皆さんにおいては慎重な取り扱いをお願いする。きょうはそれぞれの資料について説明するというより、質疑を受けるような形で答えていきたいと思うが、まず前回保留分の清水議員からの質疑に対して答弁する。1つは予算協議の折に市長、副市長は今回の移送費について知っていたかという質疑だが、予算協議については民生費、生活保護費全体として財政課から報告をしている。担当者あるいは生活保護の担当課長、財政課の担当、主査で協議内容の折に話をしている。次に私が副市長から今回の件についていつ指示を受けたかについてだが、正確な記録がないので副市長にも確認をした。監査委員の調査が始まったころなので2月だと思う。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

① 一般支出命令書の予算現額は、19年度予算書の何ページのどこに記載されているのか。

② 個人情報の開示について犯罪行為なり公共の福祉に反するという項目があるはずだが、既に名前が発表されているのは極めて個人情報の最たるもの。市の考えている個人情報の範囲はどこまでなのかはっきりしていないと思う。警察発表における個人情報、つまり氏名と生年月日、年齢だけでは議会での調査等は無理だと思う。札幌の医療機関については警察が調べることになると思うが、氏名は発表されており、疑義のある医療機関は発表されていない。昨年12月は31日間、毎日ストレッチャータクシーを使ったと言うが、医療機関で土曜日、日曜日に本当に診療を受けたのか。それを調べるのは、警察だけということであれば議会調査など全然できない。その辺の個人情報における警察との関係や滝川市の条例との関係について見解を伺う。

高田副主幹
居林部長

① 予算現額は、予算書の101ページの扶助費の額である。
② 個人情報保護条例についてだが、議会とも協議をして個人情報保護条例を制定した。基本的な人権尊重の立場から保護するものである。今回の事件は個人が特定されていることもあり、議員の調査活動の中で必要最大限のものを示そうと昨日副市長と時間をかけて協議をした。弁護士から病院名、病名については非常に個人のプライバシーにかかわることだと言われており、申しわけないが、その点は議員の皆さんに理解をしていただくことが適正だと思っている。そういった中で私どもが今回示したのは、先ほども言ったように個人情報の目的外利用という個人情報保護条例を逸脱しているものだと思うが、最大限の資料提供をさせていただいたので趣旨を理解いただきたい。私どもは隠し立てをするのではなく最大限議員の皆さんに資料提供をしているということを理解願う。

渡 辺

個人情報に関してだが、病院名もわからず、病院へ行ったのか行かないのか、診察を受けたのか受けないのか、そういうこともわからないのはどこか片手落ちではないか。氏名が発表され、これほどの問題行動があり、その確信を突こうとしているのに議会での説明や市民への説明ができない。毎日札幌に通ったら健康な者でも腰が痛くなったり背中が痛くなったりと大変である。31日間通院したという請求があり、支払いをしているが、本当に行っているかどうかは警察の調べを待つというまどろっこしいことをやって、市民にどうやって説明をすればいいのか。市民にとっても議員にとっても情報開示やプライバシーを逆手に取ったような一種の隠ぺいと思われるも仕方がない。私たちは病院名や病状などが解明されなければ市民に説明できない。情報開示について極めて問題があると思うので、もう一度しっかりと説明願う。

居林部長

先ほどの答弁と重複するかもしれない。私どもとしては今回の事件についていろいろなチェックポイントがある中で、もっと早く回避ができた、解決ができたと悔やんでいる点がたくさんある。前回、前々回の委員会でもさまざまな指摘があり、また検証委員会も非常に遅くまで精力的に作業を進めている。その中で新たに解明されることも出てくると思うが、私どもは最低のルールであるプライバシーについてはきちんと守らなければならない。議員の調査活動の中で、必要最大限提供できる資料を準備させていただいた。これについては法務担当部署、副市長とも十分協議をした上で提出をさせていただいたものである。その辺の理解をいただくことしか私どもとしては話をするすべがない。議員の皆さんのたび重なる理解を願うばかりである。

渡 辺

何回も同じことを繰り返しても仕方がないが、もう一度だけ申し上げておく。氏名が公表されており、地元新聞には自宅の写真も出ているにもかかわらず、病名や病院名がプライバシーだというのは逆立ちをしていると思う。

委員長
堀

他に質疑はあるか。

見積書、給付要否意見書などに高田副主幹の印鑑が押されているが、このとき上司に相談したのか。

高田副主幹

すべての書類の受付印の横に割印のように印鑑が押してあると思う。書類が届いたときにそのすべての書類を受付する際の印で、文書取扱主任という立場で押している。

堀
高田副主幹
堀

請求金額が大きい、その段階でだれかに相談をしなかったのか。

受付した書類についてはそれぞれの担当に渡すような流れになっている。

そのとき何か違和感を持ったか。

高田副主幹	宛先が福祉課になっている書類を受付するが、その時点で中身について1枚1枚詳しく見るわけではないのでわからない。
堀	支払いが1年半以上に及んでおり、市税が支払われているという意識が欠落しているのではないかと感じる。今回いただいた資料で、31や30という数があるが、これは日数ではなく回数なのか。
居林部長	堀委員から日ごとの資料請求があったが、大量になることもあり、また酒井委員からは最高額を聞かれていたので月別の一覧表にさせていただいた。18年度の4月では日数17日、最高額20万円。平均額も記載されているが、一覧として整理をさせていただいたものなので了承願う。
堀	19年8月で言う一覧表は31日、請求書を数えてみると32回通院していると思われるが説明願う。
居林部長	表については日数である。夜間など急に異常を来して1日に2回行く場合もあるので回数と日数には相違がある。
堀	常識的に考えて病院に休みはなかったのか。これだけの頻度で通うということは入院の必要があったのではないと思われる。医師にも何度か状況を聞いているようだが、その辺について伺ったのか。
越前主査	当然常識的に考えて毎日行くようでは体の負担がかかるだろうと思い、入院や病院の近くへの転居を勧めることはできないか医師には話している。
堀	そのときの医師の答弁は。
越前主査	こちらへの入院も転居も必要ないという話だった。
堀	訪問回数の件だが、前回の委員会で会えないときは回数に入れていないという答弁だったが、現実には訪問回数と面談回数に差がある。これはどういうことなのか伺う。
越前主査	抜き打ちで家へ伺うので、当然留守のときもある。そのときは訪問回数には入れているが、面談回数には入っていない。
堀	非常にこの問題を大きく感じている。市民が納得できるような決着がつくように我々も頑張るのでよろしく願いしたい。
委員長 酒井	他に質疑はあるか。 これまでの委員会で説明された部分も相当あるが、なぜ通っていたのか、なぜ高額になったのかなどは一向に解明されていないと思う。そうした中で今回の資料請求で開示された部分をもとに質疑を申し上げたいと思う。机上配付された給付要否意見書についてだが、これまで答弁されていたようにストレッチャーが必須であることや当院で精査、加療を勧めるよう示されている。恐らくこれらの意見があったので、病院に通院する原因だとして説明されてきたのだと思うが、ここでお聞きしたいのは嘱託医の意見である。福祉事務所の氏名と印鑑が押されているのみで嘱託医の意見については1つも示されていない。以前の委員会で、これほど大きな金額になったことに対し本当に必要なのかと嘱託医は疑問を持ったと答弁されたと思うが、こうしたことは全く書面に示されていないのか。
越前主査	嘱託医の意見の空欄についてだが、疑義が生じた場合にこちらに意見を付していただくようになっている。嘱託医が確認印を押したということはその内容について疑義が生じていないという判断をしている。
居林部長	嘱託医との協議には担当のケースワーカーと査察が行く場合が多い。今回の件について嘱託医と話した折に、本当に必要かどうかを確認するようにとの話があった。病状把握においてきちんと確認をするようにと指示された経過がある。

先日、疑義ととらまえられたようなので補足させていただく。

酒 井 この件について突っ込んだ話はしないが、確認だけしたい。嘱託医は担当、もしくは事務所長とそのような話をしたが、それを書類に全く残していないのか。書類上は残っていない。

越前主査 給付可否意見書を見ると非常に空欄が多い意見書だというのが私の率直な意見である。必要なことについては書かれていると思うが、ほかの方の場合もこの程度で扱われているのか確認したい。

酒 井 空欄が多いというのは移送、1カ月に何回という部分だと思うが、実際に病院に行って医師の話を聞いて確認している。

越前主査 見積書を見ても非常に簡単に書かれている。こうしたものが本当に正しい見積もりと言えるのか疑惑が残るが、これについてはほかの委員の質疑もあるのでこの程度にしたい。次にタクシー会社の見積書と給付可否意見書の日付について伺う。資料として給付可否意見書が机上配付されたが、1番古いもので18年6月13日、タクシー会社の見積書を見ても18年6月18日である。これより古いものがあるのか確認したい。

酒 井 給付可否意見書をとってから見積もりをとる。今回提出させていただいた資料のほかにはない。

越前主査 非常に驚いた。片倉勝彦氏が札幌から滝川市に転居して来たのは18年3月13日と伺っていたと思うが。

酒 井 転入時期については3月13日である。

越前主査 ということは、給付可否意見書がないまま支出していた可能性が非常に高いと思う。札幌市でストレッチャータクシーを利用して通院していたことから、滝川市に転入しても同じ交通手段での通院を認めることになったという理解でいいか。

酒 井 給付可否意見書を病院に提出していただく場合、その前段として医療の可否意見というものがある。それは以前の委員会でも話していると思うが、そこで医療扶助検討票においてタクシー通院が必要だという判断が出た場合は、給付可否意見書をとらなくてもいいという法の解釈がある。

越前主査 今回出された給付可否意見書以外に医療扶助検討票があるのか。

酒 井 18年6月13日以前の医療扶助検討票がある。

越前主査 その医療扶助検討票の該当の部分を資料要求する。6月13日以前の非常に重要な部分である。

酒 井 委員会中に資料をそろえることはできるか。

越前主査 はい。

酒 井 医療扶助検討票の出された時期が極めて重要な問題である。3月13日に転入をしてストレッチャータクシーを認めているが、今までの答弁の中では給付可否意見書がタクシー利用について必要か否かのポイントだった。それがきょうの委員会の中では医療扶助検討票というものが存在し、それがタクシー支給の条件だったとのこと。タクシーが必要だとしたのはいつだったのか口頭で答弁願う。

越前主査 まず訂正いただきたい。給付可否意見書の前に医療可否意見書や医療扶助検討票の話については以前も説明させていただいていると思う。

酒 井 だんだん中身が複雑になってきたと思われる。医師の診断に基づく意見書が必要であり、それがなければタクシー利用はできないと委員、議員は考えていた。それが一般的なケースであって特殊な例は存在しないと思っていた。こういう

ケースはほかにもあるのか。

越前主査 私が説明したのは特殊な例ではなく、医療扶助検討票、給付要否意見書は皆さんにあるもので、給付要否意見書は医師が書くものであり、医療扶助検討票は私たちが医師のところに訪問し、その話をもとに生活保護担当でつくるものである。

酒 井 では次の質疑に移る。札幌市では領収書が必要であり、支払いは本人に現金で支給される方式だと聞いている。滝川市ではどのように行っていたのか。特に札幌から滝川へ転入したところについて伺いたい。

居林部長 当初滝川市においても本人が領収書を持参した分についてお金を本人に支払っていた。その後4月に入ってから、業者に対する口座払いに移行している。

酒 井 本人が領収書を持参ということだが、何日分の領収書を持参されたのか。

越前主査 3月13日に生活保護の申請があり、3月中の領収書については6日分である。

酒 井 3月分の領収書を資料請求する。

委員長 提出できるか。

越前主査 できる。

酒 井 実際に領収書を見ないことにはわからないことだが、3月中の領収書が6日分あるとすれば単純に考えても1日25万円が6日分で一般の生活保護受給者にはとても支払える金額ではないと思う。今までの説明では1回当たり20万円だったが、頻度によって5万円が加算されたり、深夜料金が加算されたりしている。20万円と考えると6日分で120万円。理解できない部分である。ところで札幌市はマスコミ向けに片倉勝彦氏に係る対応を発表しているが、この点については知っているか。

居林部長 承知していない。

酒 井 札幌市がマスコミ向けに片倉勝彦に係る対応という標題で、保護受給期間や居住地、扶助の種類、移送費の支給などについて公表した資料がある。マスコミ向けに公表されているものだが、委員長の許可があれば委員の皆さんにもぜひ見ていただきたいと思います。私どもが個人で作成したものではなく札幌市の福祉事務所が作成しマスコミ向けに公表した資料なので見ていただきたいと思います。

委員長 札幌市の資料について検討するため休憩する。

休 憩 15 : 46

再 開 16 : 15

委員長 委員会を再開する。札幌市がマスコミ向けに公表した資料を配る。

酒 井 この資料に関する質疑の前に先ほどの答弁について伺いたい。これまでの委員会で、支給は18年の4月からと言われていたが、実際は3月から支給されていたと先ほど説明された。3月から支給されていたということでよいか確認したい。

越前主査 支給については3月分からである。以前は業者に対していつから支払っていたかが問題になっていたので、4月から支払っているという説明をしたと思う。

酒 井 先ほど言ったような6日分をどのように支払ったのか疑問が残るままだが、それは資料が出てから改めて質疑する。では札幌から引っ越して来てからの保護開始に関する質疑をしたい。当時どこの医療機関に通院すると確認をして決定をしたのか。

越前主査 いろいろな科を受診されている方である。滝川への転入当時は1科について滝川市で受診するようになっており、残りの科については札幌市の病院で受診していた。

酒 井 ここも重要な問題である。先ほどの札幌市がマスコミ向けに公開した資料には札幌市の病院名が書かれており、4月7日には20万円支給されている。最初から札幌への通院ということであれば、すぐに札幌の福祉事務所にタクシー利用について確認すべきだと思う。滝川であっても当然その部分において検証しなければならない問題だと思う。その辺についてはどうか。

居林部長 札幌市で支払った事実があることは、前の委員会でも説明をしたとおりである。札幌市が20万円を支払っており、同じタクシー会社を使いたいということで18年3月当時の担当者も20万円という数字について検討したと思われる。踏襲した結果である。

酒 井 非常に疑問に思う。通常これだけの高額な金額であれば札幌市に何らかの照会をするなり、こういう事例があるが、なぜこれだけかかったのかなどの確認をすべきだったと思う。札幌市から転居して来たときにどういったやりとりをしていたのか伺いたい。

居林部長 今後検証委員会においていろいろな形でヒアリングをすると伺っている。私もがわかっている転居時のことについてだが、3月13日に生活保護の申請があり、次の日に生活実態を知るために居宅訪問を行っている。滝川市内については、病状把握を行うため3月16日に病院に伺い医療扶助の調査を行っている。生活保護については申請から14日以内に可否について本人に通知しなければならないので、3月22日にケース会議を行った。その折には申請者の状況、あるいは扶養義務調査、資産状況等についても調査が行われたと聞いている。滝川の病院については当然病状把握をしているが、札幌の病院にも通うということなのでその部分については3月30日に札幌の病院に行き病状把握を行った。そこでストレッチャータクシーが必要だという医師の判断だった。

酒 井 引っ越して来て保護が開始されたが、札幌の福祉事務所とは全くやりとりをしていないということか。

越前主査 そういうことはない。要保護者の転出なので札幌市内での生活状況や移送費も含めた通院の関係等については札幌市から情報をいただいている。

酒 井 滝川市から札幌市に対して、移送費に関連する問い合わせや話し合いについては全くされておらず、通常的生活保護と同様に進められていたと考えるが、それでよいのか。

居林部長 私どもで確認をしていないため定かなことは言えないが、通常状況などについて担当者とやりとりがあり、20万円の支払いについても当然話がある。ケース会議の中で20万円の妥当性について十分検討がされたかどうかについてはこれからさらなる検証が必要だと思っている。ただ事実としてこのような詐欺事件が起きてしまい、市民の皆さんに非常に迷惑をかけた。前回、前々回も申し上げたが、いろいろな段階で防ぐことができたのではないかと今になって本当に申しわけなく思う。検証委員会、また福祉事務所としても一つ一つ洗い出しをしているので、その中で今後明らかになると思う。

酒 井 この20万円は非常に大きい問題である。札幌に行き病状把握を行い、これに基づいて支給を決定したということか。先ほど医療扶助検討票と言っていたが、これに出てくるものなのか。

越前主査 医療扶助検討票に出ている。

酒 井 それについては資料が来ってから質疑する。では20万円についてその金額をどこから聞いたのか伺う。

居林部長 札幌市の福祉事務所からだと言えどもでは理解している。

酒 井
居林部長

札幌市の福祉事務所から聞いたとするならば、電話なのか。書類なのか。
先ほども申し上げたように、これから詳細についてはヒアリング等を通じて行
っていくが、札幌市の生活保護の記録をいただいております、その中にも20万円の
記載があった。

酒 井
委 員 長
居林部長
委 員 長

その根拠となる書類を資料請求する。
提出できるか。
少し時間がかかるがよいかな。
よい。先ほどの資料はまだできないか。(まだ)
では酒井委員、他に質疑はあるか。

酒 井
委 員 長
渡 辺

先ほどの資料の部分の質疑しかない。
他に質疑はあるか。
酒井委員から出された資料が一般的な情報開示である。プライバシーだから秘
密ということでは済まない。札幌市の資料には本人、家族の情報までが載って
おり、北大病院の指示であるためとはっきり載っている。情報開示の趣旨はわ
かるが、市町村によって違うのはおかしい。何億という不正請求詐欺の犯罪行
為や容疑者についての情報は滝川市で開示しなくてもこのように別なところ
から開示される。病院名は発表できないと言い続けてきたのであれば、滝川市
では開示していないと札幌にも抗議したらどうか。部長だけではなく釈明をし
てほしい。このようなあやふやなやり方を滝川市民にどう説明するのか。極め
て行政機関に問題があると思う。

居林部長

札幌市の個人情報の扱いについては承知していない。必要な情報を提出する中
でも当然慎重に扱うべきものなので、顧問弁護士と相談をした結果、滝川市と
しては病院名や病名については明らかにしないこととした。ほかの自治体が出
している情報を当自治体が出さないことについて、お互いの自治体でどのよう
な議論がされるかはわからないが、それぞれの自治体の自主的な判断ではない
かと思っている。そういった意味で私どもは今回弁護士と十分相談した上で、
皆さんに示した。ぜひとも理解願いたい。

渡 辺

顧問弁護士はどこまでも顧問弁護士の見解であり、市民の見解とは違う。顧問
弁護士と滝川の行政機関が医療機関を隠ぺいした。市民は札幌市の見解と同じ
ように発表するのが常識だと思っている。

委 員 長
副委員長

他に質疑はあるか。
① 机上に配付された北海道介護福祉交通のホームページの写しと支払命令書
に載っている有限会社高寿福祉興産と札幌介護福祉交通との関連を伺う。
② 支払命令書にいろいろな決裁印が押されているが、例えば会計管理者から
担当部局に対し、公式あるいは非公式でこれはおかしいのではないかという話
があったのか確認したい。
③ 支出をする際、医療機関での受診を確認して請求書と符合したら支払いを
するものだと認識をしているが、それがすべての場合に対して行われているの
か。札幌市では片倉氏、ひとみ氏に関して受診の記録と符合しなければ支出を
しないが、本市についてもそういったことがされていたのか。

越前主査
居林部長

③ 滝川市においても札幌市同様、挙証書類がないと支払いをしない。
① 以前の名称は札幌介護福祉交通だったが、10月に北海道介護福祉交通に変
わった。
② 会計管理者とは法人の口座にならないだろうかと個人口座への振り込みに
関する是非について大分話をした。会計課の担当者や私どもの担当者は常識的

な判断の中で支出をしているが、多大な移送費を支出せざるを得ない状況にあったことについては、どうしてなのかと会計課から疑問を提出されたこともある。こういった制度に基づくものであり、出さざるを得ない状況にあることを担当者から説明した経過がある。

委員長
井上委員外議員

他に質疑はあるか。

① 個人情報開示は自治体により判断が異なるが、どこまで守らなければならないのか。今回、札幌市は情報開示を認めており、例外的な扱いで出している。問題なのは、個人情報と言われている中で広域的なことをいろいろと論議する場合である。広域公開という個人情報の考え方もあると思う。テレビ番組でもあるように弁護士が4人いたら4つの見解があるので、1人の弁護士の見解で判断をしないほうがよい。黒田院長の名前だけは公表して、最初の見解を求めた主治医は黒塗りにになっている。これでいいのだろうか。

② 私たちが聞いている会社名は飛鳥緑誠介だが、いつの時点からどのように変わっているのか。

③ ケースワーカーは多くの生活保護者を扱っているが、こういった特異で問題のある生活保護者についてどのような報告をしていたのか。ケースワーカーが17年、18年、19年とまたがっているが、担当しているケースワーカーはどのような人がやってきたのか。

④ 道の判断について何回か質疑したが、書類的に公表できるようになっているのか。公表できるのであれば、公表してもらいたい。

居林部長

① 黒田院長の件だが、滝川市の嘱託医については滝川市立病院長で公になっているので、黒塗りにしていない。

② 札幌介護福祉交通については今年の10月に北海道介護福祉交通ということで名称変更がされたと聞いている。飛鳥緑誠介は報道でもあったが、設置法人であり、事業所が北海道介護福祉交通である。

③ ケースワーカーについては18年4月の人事異動で現在のケースワーカーに変わっている。以前のケースワーカーについては異動している。

委員長

④ 道の判断については以前の委員会でケースワーカーの台帳に記載されていると説明があった。

居林部長

④ 前回か前々回のときに内容について話した記憶がある。私どものケースワーカーが道の担当者より今回の件について所見を聞いている。主治医が現在の通院を認めている以上頻回受診とはならず、タクシー通院についても医師が必要と認めきちんと見積書等必要書類が提出されていることから、事務処理上問題がなく生活保護制度上も問題がない。また主治医が札幌での受診が適当だと認めている以上札幌への通院を認めず、不服申し立てや裁判を起こされると市側は負けるものと考えられ、現在の通院を認めざるを得ないといった判断が出された。

井上委員外議員

先ほど個人情報の扱いについて質疑した。広域的にかかわるものについて、一方では開示をして、一方では開示をしない。これはいかなるものか。

居林部長

個人情報に関して法律や市の条例で公表できない部分が多くあると理解している。今回皆さんには最大限提示をしようとしているが、顧問弁護士の先生もプライバシーについては深く考えており、このような判断をしたところである。自治体ごとに判断が違うことについては、総務課、法務担当、弁護士とも札幌市の例などを話しながら協議をしていきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

関藤委員外議員 多額な金額の支払いは市民にとって納得のいかないところである。通常見積もりをとってからそれに合わせて支払いになると思う。今資料を見せていただいた中で見積書が3枚ついているが、滝川市役所福祉課に対して2枚と片倉勝彦に対しての見積書が1枚出ている。ここには何の印鑑もなく滝川市福祉課高田副主幹がこれを認めているといった印鑑がある。これらの見積書の違いが理解できないので説明願う。

越前主査 こういったタクシー移送にかかる会社を決めるのは基本的には本人であり、移送の申請がある場合、市で見積もりをとるようにはなっていない。ただ以前も話しているが、料金については市で精査をしなければならない。当初片倉勝彦で見積もりが上がっているが、業者払いをする関係上滝川市役所でも見積もりを上げていただきたくこのような形になった。

関藤委員外議員 会社の設立年月日はわかるか。

越前主査 設立年月日は承知していない。

関藤委員外議員 会社に対する細かい情報が余りないのにこの会社を信用して支払いを続けてきたのか。

居林部長 会計上、登記簿謄本などを取ることはないと以前の委員会でも話したが、これらを含めて会計処理においても防げる手だてはないものかと検証の中できちんと問題点の把握をしなければならないと思っている。検証委員会や私どもの検証結果についてもこれらの問題点について明らかにしていきたいと思う。

関藤委員外議員 公費を民間業者に支出していく場合、支払日が月に1回、月に2回というのが通常だと思う。このタクシー会社については19年度8月に3回、9月に4回と分けて支払われているが、それはどういったことなのか説明願う。

高田副主幹 滝川市の会計の中では、特に業者に何回支払うといった制限はない。今回のケースについては大体1週間の請求で支払っていたので月4回くらいの支払いになっている。

関藤委員外議員 今後こういった支払いについて未然に防ぐよう十分注意していただきたい。ちなみに滝川の場合、会社に対する支払いについて業務委託申請書関係を出さなければならない業種の種類は何種類くらいあるのか。

居林部長 種類はわからないが、当然工事での入札や委託業務の入札、見積もり合わせにはきちんとした形の書類が提出されている。今後はそういったことをほかの業務にも徹底させなければならないということで今後財政課当局、会計課当局とも詰めていきたいと考えている。

関藤委員外議員 ほかの市だが、130種類の業務にわたってすべて書類を提出しなければならない。滝川も支払明細関係を見ると余りにもずさんな部分が見え隠れするので、今後の支払い方法については十分な注意を払っていただきたい。

委員長 他に質疑はあるか。

酒 井 ① 資料が届いたのでその部分で質疑させていただく。1回当たり20万円の支出が3月17日から3月31日まで計6回、120万円支出されている。こうした120万円を立てかえて払うのは不可能だと思う。この時点でおかしいと気づかなかったのか。滝川市は今まで書類上不備はないとしていたが、不備がなくてもこうした額をすぐに支出しており、120万円はどうやって工面したのだろうと思わなかったのか。大きな瑕疵だと思う。

居林部長 当時の担当者にそのときの状況について聞いた。20万円や120万円といった額をどうやって工面したかは担当者で把握できる話ではないが、その異常性、異様なことに気づかなかったのかと確認したが、本人も今となってはよくわからな

いとの話で、私どももこの部分は非常に情けない話である。今となってここでチェックされていればよかったと思うポイントがあるが、そのポイントで正確な処理がされていればこういったことは起こらないと思っている。当然今話されていたことは非常に問題のある部分だと思っているので、検証委員会でも時間をかけ、その部分は聴取をするよう依頼をしたいと思っている。

酒 井 どう考えても明らかに異常であり明らかに滝川市の手続き上のミスである。請求書については確かに札幌滝川間通院往復移送費として20万円となっており、札幌介護福祉交通の印鑑も押され、札幌市福祉事務所の印鑑も押されている。しかし私が先ほど配った資料の下から7行目には、但し、今回滝川市立病院へ通院移送を認めたケースが2回あり、1回は主治医である北大病院の指示であるためと、もう1回は滝川市への転居が決定後、医療環境の確認のためであり、例外的な扱いだと書かれている。この20万円は極めて例外的な扱いだったと思われる。それからすれば当然3月の時点で見積もりが出されるのが当たり前であり、主治医の給付要否意見書が出されるのも当然である。2枚目の片倉勝彦の医療扶助検討票ではタクシー通院について車いす対応型であり、調査年月日31日ではストレッチャー対応型となっている。現在の症状についてはなぜかやや回復中となっており、1日で回復している。こういうことがもとになりタクシーでの通院が可能となっている。本来であれば主治医の給付要否意見書がなければタクシーで通えない。給付要否意見書が出てきているのは6月13日で、古い見積書を見ても6月18日である。言いなりに支払っていたのは言い逃れできない。札幌市から片倉氏は20万円で通院していたと言われて、そのまま払い続けてきたのが真相である。確かにタクシーやストレッチャータクシーを使う必要があったのかもしれないが、札幌に通院しなければならないということは、当然主治医の給付要否意見書がないとできない。それを医療扶助検討票の中では、あるじは非常に悪くいつ急変してもおかしくない状態であり、日常的に妻等の付き添いを必要とすると書かれている。私も必要とする状況だったことについては疑いを持っていない。ただ金額について前回の委員会でもうのみにしていたところがあったかもしれないと言っていたが、うのみではなく言いなりになっていたのが実態だと思う。これは滝川市の大きな過失であり、この責任は当然問われなければならないと思うが、これについて部長はどういう考えなのか。

居林部長 先ほども申し上げたが、私どもの当時のケース会議では札幌市が20万円の支払いをしていたという事実を踏襲してしまったことは否めない事実だと思っている。病院の医師の判断で出された事実、札幌市の20万円支出という事実をケース会議で話しているが、私どもにとっても遺憾であり、なぜこのときに疑問を持ちいろいろな措置がとれなかったのか悔やまれるところである。

越前主査 1日で病状が変わっているという話だが、医療扶助検討票については、1病院1科ではなく、ほかの病名における医療扶助検討票もあるので、その中には病状の変化はあると思う。

酒 井 医療扶助検討票だけでタクシー利用が認められるケースはこれまでもあったのか。

越前主査 医療扶助検討票だけでというのは、給付要否意見書も含めてという意味か。

酒 井 今までの説明でタクシー利用に関して給付要否意見書が必要になる。これがタクシー利用を必要とするときの資料だと言われていた。しかしきょうの委員会では医療扶助検討票に出ているからそれをもとにして出したと言っている。一

一般的なケースにおいては医療扶助検討票によりタクシーを利用することは可能なのか。

越前主査

医療扶助検討票においてタクシー通院が必要となった場合、給付可否意見書の提出を求める必要がない。ただタクシー利用の場合、移送の給付可否意見書をとっている。今回の場合、まず医療扶助検討を行いその中でタクシー通院が可能となった。6月に給付可否意見書を取り、実質的に日付がずれてしまった。一般的な市民の目から見れば、ストレッチャータクシー通院ありきで支給されたとは思えない。後から理由をつけているように思う。医療扶助検討票は出されているが、恐らく普通は給付可否意見書がなければタクシー利用はできないと思う。給付可否意見書が出されてなく、しかもタクシーの定額利用がされているにもかかわらず見積書は6月18日と3カ月も遅れており、20万円をそのまま支払っている。どこから見ても滝川市の過失であり瑕疵である。当然タクシー利用ありきでやったと思われるが、いかがか。

酒 井

居林部長

先ほど3月の保護申請のときの話を申し上げたが、ケース会議の中で医療機関への病状把握が必要であり、本人からストレッチャータクシーを札幌在住のときも利用をしているのでまた滝川でも利用したいという話があったので、医療機関に出向いて病状の確認とストレッチャータクシーが必要かどうかをきちんと確認をしている。後手にはなっているが、医療可否意見書の提出を6月にもらっているというのが事実である。こういった処理において支払いをとめることができなかったのか、十分精査をしたいと思っている。やり方自体、仕組み、事務処理や会計処理のあり方についてもさまざまな意見をちょうだいし、検証委員会にもその旨を報告して、再発防止策につなげていきたい。いずれにしても今回こういった事件が起きてしまったことに関しては何度も申し上げるが、申しわけなく思っている。

酒 井

ほかの人も控えているのでこれを最後の質疑にしたいと思う。対応が後手になっていることをようやく認めた。最初の時点でこれだけの内容を出していれば、少なくとも札幌市がマスコミに出しているような資料を出していれば、ここまでズルズルとやることはなかった。今までの説明では主治医の給付可否意見書が必要で、主治医が必要だと言っていると答弁していたが、実際医療扶助検討票には主治医の署名や判はなく、主治医はこういうことを言っていたと聞きとりをしていたものである。本来であれば医療扶助検討票が出された後に給付可否意見書が出されるべきであったし、タクシーについての見積書も出されるべきであった。これが後手になったのは疑いもない事実である。この点も今後説明していかなければならない重大な問題だと思う。

委 員 長

堀 田

他に質疑はあるか。

4月から今年11月までの2億3,000万円何がしという数字が出て、新たに3月分が出てきた。これは全くその数字には入っていないということでよいか。120万円をプラスしなければならないということでよいか。

居林部長

堀 田

確認する。

話がここまで大きくなり、マスコミ、新聞等にもいろいろな形で情報が出ている中で、自分なりに腹をくくって楽になったほうが良いと思う。一般市民は全部わかっている。恫喝されたことはないとか黒塗りで隠させるようなことはやめたほうが良い。それだけである。

委 員 長

本間委員外議員

他に質疑はあるか。

3月分が出てきたのは相当ショックである。資料がなくても説明していただい

た情報はすべて信用したいというスタンスでいた。それがここで覆されてしまったことになる。120万円の領収書が出てきた時点でどうしたら生活保護者が支払えるのかとだれもが思うことであり、これは今回の中で一番大事なことである。それがなかったということは、もっとほかにあるのではないかという不信感になってくる。確認したいのは平成9年から生活保護費の支給が始まっているが、札幌に転出するまでにほかにこうしたことがなかったのか。通院などの行為が行われていなかったのか。そうしたことについてもきちんと整理しなければならないと思う。

居林部長

前回か前々回に生活保護の中身について話を申し上げたが、平成9年8月に生活保護が開始され、平成11年に生活保護の辞退があったが、また平成11年の9月に再開した。平成16年に主治医からタクシー通院が認められ、同年9月に車いすが電動であるため大型タクシーの利用を認めた。そして平成17年5月に札幌市へ転居となった。

本間委員外議員

では別の観点で。その時点で不正があったかどうかの確認はできないまでも、3月16日に医療扶助検討票、そして3月17日に支給されているのは、これから行くぞ、いいか、用意はできたかと示唆しているように見える。これに対する手続きなど書類上ではどのようなことが行われてきたのか。札幌への通院に対する請求書と領収書と医療扶助検討票だけがあれば支出できるのは尋常でないと思う。違和感を感じる。先ほど考えを述べていただいたが、実際にほかの手続きがいないものなのか伺う。

委員長

通院に関する支払いの要件ということでよいか。

本間委員外議員

よい。

越前主査

要件としては、主治医の意見に基づき移送費の申請があった場合、実施機関の嘱託医の了解があれば支出することができる。

本間委員外議員

先ほど酒井委員も一般的には給付可否意見書がないとできないのではないかとと言われて終わっていたが、この医療扶助検討票だけでいいのか。

越前主査

先ほど言った手続きを踏まえて、必要な場合についてはタクシー移送の可否意見書を提出してもらっている。移送を要することが明らかな場合については、移送の給付可否意見書の提出を求めることはないとなっている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

移送の件についてだが、私の持っている資料は古いので医療扶助検討票という言葉がなく、医療可否意見書等により移送を要することが明らかな場合は、給付可否意見書はなくても給付することができるとなっている。これが医療扶助検討票に変わったのか。

越前主査

今回のケースの場合、医療可否意見書等となっており、医療扶助検討票はこの等のところに当たる。実際に医師の話を聞いてストレッチャーが必要かどうかを確認している。

窪之内委員外議員

等の中にこれが含まれていることが確認できたので、この件についてはわかった。先ほど出された資料の中の給付可否意見書だが、この真ん中の指定医療機関の所在地及び名称が黒塗りされている。ここに院長、主治医、担当医と書いてあるものがある。院長となっており、主治医、担当医がない部分については北大の院長と理解していいのか。意見書は院長でなくても主治医、担当医でいいことになっているのか。

越前主査

黒塗りになっていない部分で院長となっているところがあるが、これは院長ではない。主治医、担当医になっている。給付可否意見書を出すのは主治医、担

- 当医という形になる。
- 窪之内委員外議員 意見書の件だが、主治医、担当医と違う種類のものがある。複数の医者で検討してこの意見書に対する意見を出していると理解しているのか。それとも主治医、担当医の個人の判断で出されているものなのか。またその辺の確認をしたのか。
- 越前主査 医師が複数かかわってこの意見書を提出しているかどうかの確認はしていないが、担当医が確認をしたと理解している。私たちが病院に伺い話を聞くとともに担当医である。
- 窪之内委員外議員 担当医は複数いると思うが、こういうことがあったときに複数の医師で出した結果なのか本来確認すべきだと思う。確認をしていないとのことなのでこれについては終わる。振り込みについて伺う。請求書に振り込み先が書かれていないが、支払命令書に基づいて支払ったお金がこの会社に振り込まれていることを現時点で確認しているのか。振り込み先が個人名だったと聞いているが、会社の経理に入っているか確認したのか。
- 居林部長 警察の捜査によってその辺が明らかになると思う。請求書は法人の名前になっているが、個人口座しかないという話だったので、そちらに振り込んだというのが事実である。
- 窪之内委員外議員 今後、会社口座へ振り込みを徹底する考えについて伺う。
- 居林部長 会計管理者と私の中では、そういった改善策について早急に講じられるものについては講じていこうと話をしているが、全体的にそれが即対応可能かどうかはほかの方の意見を聞かないとわからない。やれるものからやっていくというスタンスである。
- 窪之内委員外議員 先ほど札幌市が出した資料を見ると、妻ひとみの年齢が私たちがいただいた資料とは違う。札幌が違っていると確認してよいか。
- 居林部長 警察でも逮捕の折に片倉勝彦42歳、片倉ひとみ37歳という報道メモが出ているので札幌市の誤りだと思う。
- 窪之内委員外議員 医療扶助の継続について疑義が生じた場合には、それらを精査するための合議体を設けなさいとこの生活保護手帳に書かれてある。嘱託医や担当医も全部含めあらゆる書類を出して、その中で合議体としてきちんと精査をなさいとなっている。今まで聞いていると個別の相談はしているが、合議体で全部の書類を明らかにしてはやっていないと思う。こういった合議体がつくられていて何かあったときには嘱託医も含めて書類をきちんと把握した中で合議をしていたのか。
- 越前主査 合議体は、担当、査察、嘱託医となっていると思う。合議体という言われ方をされると違うかもしれないが、最低でもその3者においてこの状況について話をしている。
- 窪之内委員外議員 職員が持っている生活保護手帳の中には、それらがきちんと書かれているはず。3人そろって書類を見て、3人で合議をしたわけではないと思う。したのかしないのか。
- 越前主査 定期的には行っていないが、医療扶助検討票、要否意見書等で査察指導員、担当、嘱託医との話し合いは行っている。
- 窪之内委員外議員 行っていると言うが、1カ所に集まり嘱託医にもすべての資料を見せ、きちんとした合議体がつくられているのか。何かあったときにはそういうことをやるといったシステムができているのか。黒田院長もこういった書類を全部見ながらきちんと自分の意見などを表明する機会があったのかどうか。

越前主査 合議体というシステムとして確立したものではない。査察、担当、嘱託医で、今までの書類を全部出してはいないが、そのときの病状把握について個室において話をした。

窪之内委員外議員 そのときに査察、担当、嘱託医からどんな意見が出されて、何度行われたのか。疑義がある場合にそういったことをするとなっているので、最初にそういった会議を持ったのはいつなのか。

越前主査 会議、システム、認定委員会というような機能はしていない。担当、査察、嘱託医の3名で話をするが、それが委員会形式等にもなっておらず、今こういった病名、通院方法だが、その辺についてはどうなのかといった話をしている。

窪之内委員外議員 合議体は法律的につくらなければならないものかどうかかわからないが、指導ではきちんとつくっておくようにと受けとめられる。この辺のシステムそのものについてどう受けとめたらよいか部長に伺いたい。

居林部長 ケースによって嘱託医と濃密な調査、議論をすることがあると聞いている。ただ今回のような事件が起き、反省点でもあるが、果たして査察、担当、嘱託医の3人だけでいいのかと疑問を感じる。所長の私も含めた合議体ということでもう少し人数をふやした中で問題ケースの可否について議論をすべきだと思う。こういったところもきちんと改善をしていきたい。

窪之内委員外議員 部長が答弁されたのでこれで終わるが、やはり指導があるものについてきちんとしたシステム化がされていれば防げたのかもしれないという気持ちがある。どんな組織がいいのか、どんなシステムがいいのかぜひ今後検討していただきたい。

委員長 他に質疑はあるか。

大谷委員外議員 ① 病院名がわかったわけだが、初めの段階から同じ担当医だったのか。現在もその先生がいると思うが、その辺の確認をしたい。
② 今回逮捕された方と違う方が代表になっているが、これは会社ぐるみではなくて、今回逮捕された人たちが適当にやったことなのか。

越前主査 ① 基本的に担当医は継続しているが、転勤等で変わっている場合もある。

居林部長 ② 今回逮捕されたのは会社の役員と社員である。会社そのものにどういった捜査がされているのか事件の推移については現在のところ不明な状況であり、答弁しかねるので了承願う。

大谷委員外議員 資料の中で通院日数が31日というものがある。2回通院したから数字が多いのではなくて日数で書かれていると理解していいか。通院した日数とタクシー請求を確認したと言っていたが、本当に1日も欠かさなかったということによいか。

越前主査 通院証明が出ているのでそれと符合させている。

大谷委員外議員 それは向こうの病院から出た通院証明なのか。

越前主査 病院の発行する通院証明である。

大谷委員外議員 それ以上の確認のしようがないのか。

越前主査 はい。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 前回の質疑との関係だが、はっきりしていないことがあった。市民への説明についてだが、まちづくり懇談会の総括の会議が既に予定されている。懇談会の結果報告とはなっているが、この問題について市民から意見が出てくる可能性が十分あると思う。当然その辺は市長部局と相談をしたと思うが、市民への説明についてそのときに一定の時間を設けるなど具体的なものがあれば伺う。

居林部長	まちづくり懇談会の席で説明を申し上げるかどうかだが、市長はあすの臨時議会でも冒頭話す機会をいただくようになっており、多分同様の話をされるのではないかと思う。担当課にもその旨話しておきたいと思う。前回市民への説明会をなるべく早くということであったが、事件の推移は警察に委ねている部分が非常に多く、私どもも逮捕された者と会うこともできない。検証委員会もあるのでそういった意味では進展が見られないまま説明しても不満だけがたまっていくと思う。検証委員会とも十分協議しながら図っていきたいと思う。
窪之内委員外議員	この問題についての説明会日程は決まっていないが、まちづくり懇談会では市長からこの件について報告がされると受けてとめてよいか。
居林部長	まだ市長とも協議をしていないので何とも申し上げられないが、私としてはその旨をきちんと報告したいと思う。
窪之内委員外議員	懇談会には質問されて答えられる職員をぜひ参加させていただきたいと思う。
三上委員外議員	確認だが、道へ照会したのが19年の1月、監査で不審だと気づいたのが2月、それから副市長にそのことを報告したのが19年5月22日、同時に丸山弁護士にも相談をしている。6月に警察に届け出をした。9月7日に市長へ報告したということによいか。
居林部長	警察等の関係についてだが、生活保護ではさまざまなケースがあり、このケースも含めていろいろと情報交換をしている。これについては去年の段階から情報交換をしている。また2月の段階で監査委員は例月出納検査の折に異例な扶助費の支出について疑問を持たれて、その際に市長、副市長にこういった調査をすると話している。その折に市長から私ども所管に秘書課長を通じて、違法性はないのかという話があった。1月に道の監査もあったことから違法性はないと話している。
三上委員外議員	市長は事件性があると2月の段階で知っていたということか。
居林部長	事件性ということではなくて、違法ではないと私どもは報告をしている。
三上委員外議員	先ほど資料提出していただいた支出命令書の部分だが、決裁印が押してある。これはどなたの印鑑か。
居林部長	左が承認支出命令ということで福祉課の担当、主査、課長。右が会計課と会計管理者の印である。
三上委員外議員	決裁のところは佐々木参事の印鑑か。
佐々木参事	はい。
三上委員外議員	基本的な部分を聞きたい。支出命令書の金額が少ないときは上までいかないと思うが、18年の4月から支出命令書が出ていたはずである。200万円以上の金額が出ている異常性について参事は市長に報告する義務はないのか。
佐々木参事	状況によって自分で感じたものを報告しなければならないこともある。この場合については7月の人事異動で今の部署となったとき、片倉のケースの状況について知らされている。内容を確認する中でこの対応に苦慮していること、警察へ捜査協力依頼を進めている段階であることなどの説明を受けた。
委員長	休憩する。
	休 憩 17:56
	再 開 17:57
委員長	委員会を再開する。他に質疑はあるか。
堀	資料請求する。平成18年3月からの支出命令書の資料をお願いする。
居林部長	会計課で保存しているので本日は対応できないが、後日でよいか。
堀	よい。

委員長
清水委員外議員

他に質疑はあるか。

- ① 福祉事務所長は市長から生活保護に関することを含め委任をされている。委任事項はこのほかに障害者自律支援法、知的障害者福祉法、老人福祉法、国民年金法等の一部を改正など、保健福祉部の半分くらいの業務を委任されている。居林所長は市長に報告しなかったことについて悔やんでいると話されていたが、市長に対しほかの業務についてはどんな報告をして、生活保護業務についてはどんな報告をしているのか。それとも委任されているのでその業務について全く報告していないのか。特に問題ケースについて伺う。
- ② 片倉の世帯が、滝川で生活保護申請を受理されたのは3月の何日なのか。そして決定日は何日か。
- ③ 6月1日と12月25日の片倉勝彦氏、10月27日と11月10日のひとみ氏の給付可否意見書についてだが、移送費概算額等を記入した上で主治医や嘱託医の意見を求めるシステムになっているのか。
- ④ 見積書についてだが、タクシー代が定額制と言われており、2回目くらいの委員会で深夜料金等はないと明確に答弁されていた。ところが今回、介助・ドライバー派遣料を含む超過分、1時間当たり2万5,000円と明確になっており、1日35万円の場合は、25万円プラス4時間だと思われる。なぜ前委員会で定額であり割増制はないという答弁をしたのか。その理由について伺う。
- ⑤ 副市長に2月に指摘をされたと言うが、どこで、どういう内容の指摘を受けたのか伺う。
- ⑥ 先ほど領収書の資料が提出されたが、3月31日で終わっている。4月1日以降も続いているような感じだが、領収書というものがいつまで続いたのか。
- ⑦ 平成17年5月以前はこの世帯は滝川で保護を受けていた。いつから滝川で受け、滝川にいた期間にタクシーでの移送費を使っていた経過があるのか。
- ⑧ 実際に通院していたかどうかについては、訪問したが会えないことが続いたと答弁されてきた。片倉夫婦に会う1番の方法は、毎日札幌から迎えに来る時間に訪問することだったと思う。そういった計画を立てて実行されたと思うが経過について伺う。

居林部長

- ① 生活保護法のほかに児童福祉法等について委任を受けているが、副市長、市長に個々のケースを相談することは余りない。制度の中で滝川市独自のサービスや制度改正によりこういった内容の変更が行われるといった場合は副市長、市長との協議をする。
- ② 滝川市で保護申請を受理したのは平成18年3月13日、決定は平成18年3月22日である。
- ⑤ 副市長の指摘をどこで受けたかは、記録を残しておらず、多分何かの会議の後だったと思う。その折に道の監査もあったので、違法性はないという話をした。
- ⑦ 先ほど本間議員にも話したが、タクシー移送に関して16年7月より主治医からタクシー通院が認められている。9月にはワゴン型の大型タクシー利用が認められ、平成17年5月に札幌に転居した。

越前主査

- ③ 給付可否意見書の移送の部分が空欄になっているが、この点については医師が書く欄である。意見書において中身のわからない部分については実際に医師に確認をしている。福祉事務所整理欄については、今までここに概算額を書いたことがなかった。これからは書くようにしたいと思う。
- ⑧ 会えないことが続いたが、8時半から9時半の間については何度か伺って

	いる。会えるときもあれば会えないときもある。それについて運行票等で通院している確認がとれている場合もある。
居林部長	④ 見積書の関係だが、割増料金はないと説明した記憶はない。もし言ったとしたら誤りである。
委員 長	⑥ 領収書で本人に支払ったのは平成18年4月21日分までである。
酒井委員	他に質疑はあるか。 資料請求する。平成18年4月21日まで領収書で支払われたとのことだが、その部分の領収書を先ほどと同様に資料提出願う。平成16年、17年の片倉氏のタクシー移送費の資料を要望する。
委員 長	資料は次回の委員会になる。先ほど部長が言っていた見積書の夜間割増の説明についてだが、割増料金はあるということで委員会の中で説明されている。 他に質疑はあるか。
清水委員外議員	① 札幌で3月13日まで保護を受けており、滝川市では3月13日に受理をした。基本的に保護は1回廃止されこういう人が行くのだという連絡や書類等が来ると思う。書類は後としても13日以前に連絡があったのか。 ② 札幌の発表によると、滝川市への通院移送は、転居が決定後、医療環境の確認のためであり、例外的な扱いとなっている。北大については滝川から通院するが、ほかについては滝川の病院で通院をするということで引っ越し代も出たのだと思う。この経緯について確認する。 ③ この時期の部長、課長、副主幹、査察は前任の方であり、一定の決裁権のある方は4月を境に変わっている。重要な問題の中で、見積書もなく医師からの書類はやっと6月に出て、しかも生活保護申請を受理してわずか4日後に20万円の領収書を認めるという異常なことが行われているときに、なぜ完全に入れかわるのか。そこでどんな引き継ぎが行われたのか。こういうケースなので前任者に相当手伝っていただいたと思うがその辺について具体的に伺う。 ④ 6月、10月、11月、12月とそれまでに何千万円も使った時点の給付可否意見書だが、そのときに概算等を記載する場所に移送を要する見込み期間などを書かないで医師の意見をもらう、あるいはそれのない医師の意見は常識的に考えればほとんど無効である。事務所長から査察まで4人の決裁者がこれでいいと判断したのは余りにも子供じみている。査察はこれから書くようにしたいと言ったが、安くしよう、経済的にしようとすれば絶対に書かなければならず、絶対に落としてはならないことである。書かない可否意見書を認めたことについて事務所長の考えを伺う。 ⑤ 4月の問題について資料は後日だが、日数と金額、領収書の枚数、4月の総額について伺う。
居林部長	③ 指摘のとおり18年4月に私も含めてスタッフがかわっていたことは、私も正直驚いた。私自身は前任部長から細かい引き継ぎが余りない状況であり、今回の件のメモを確認したがなかった。所管の課長、担当のケースワーカーは濃密な引き継ぎがされたと思っている。ただ担当ケースワーカーは道に派遣されたので4月に入ってから引き継ぎができない事態でもあった。 ④ 給付可否意見書の整理欄だが、決裁において問題だと思っている。所長までの決裁は個々では来ないので、問題ケースはケース会議の中できちんと話をして決定をしていくよう改めて改善をしようと考えている。
高田副主幹	⑤ 4月21日分までで11日分で220万円である。
越前主査	① 札幌市の生活保護自体は3月12日までで、滝川市が13日に受理となってお

- り、要保護者の転出の場合は当然事前に話がある。
- 清水委員外議員 ① 札幌から事前に話があり、翌日受理をしているということだが、札幌からどういった話があったのか。主に滝川の病院に通院するために引っ越して来たのに、後で出された医療扶助検討票を見ると3月16日、30日、30日、31日、4月4日と5枚あるうちの1枚は北大だと思う。残りの4枚は滝川市内の医療機関と理解してよいか伺う。
- 越前主査 ② 前担当、後の担当で引き継ぎがなかなかうまくいかないような状況だったということだが、片倉氏が3月の120万円の領収書を持って来てこれを支払うという決定をし、支払命令書を会計課に出したそのときの事務所長は居林所長か、当時の松井所長か伺う。
- 居林部長 ① 札幌市から滝川市に病院の環境を調べるために来たのは、滝川市での受診が1科である。医療扶助検討票の1枚が滝川市の病院である。
- 清水委員外議員 ② 最初の120万円は4月に入ってからなので、私が決裁をしている。
- ① 医療扶助検討票5枚のうち1枚が滝川ということは、残り4枚は札幌の医療機関ということか。
- ② 4月に異動されたばかりの福祉事務所長は、事実上3月31日までかかわっていた方のどなたかと相談しながら決めたと思う。居林所長は異動前は経済部におり、民間とよくおつき合いをし、企業の考え方もよくわかる方なのに、実質的に3月時点で支払いが決まっていたかもしれないが、見積書もなく領収書をいきなり持って来た120万円を医師の診断のないまま支払うことに抵抗はなかったのか。リアルな気持ちで伺いたい。
- ③ 医療機関の問題について伺う。札幌の医療機関だが、今回出された給付要否意見書は字体から見てもひとみ氏に関しては1カ所、勝彦氏に関しても1カ所と思われる。4つ、5つある主治医の中でどうして1カ所なのか。1カ所行けばほかにも通院してくると答弁された。1日25万円以上かかっているとすれば、ほかの主治医についても本当に札幌の主治医でなければいけなかったのか。滝川でよければ、25万円で終わり、35万円になることもない。1日に2回同じ病院に行ったことを考えれば、なぜほかの医療機関についても給付要否意見書をとらなかったのか伺う。
- 居林部長 ② この移送費の支払いに関しては制度として認められているということに驚いた。ただ制度として問題がないという話だったので、今は非常に後悔しているが、その時点では新任の所長としてそういうことがあるのかといった感想を持ったところである。
- 越前主査 ③ 以前答弁したのは、1カ所の病院がタクシー利用を認めた場合、当然ほかの病院に行くにもタクシーの利用が必要だということを話した。また1カ所しか医師の話を聞いてないようなことだったが、先ほど配った資料の中でも説明したように医療扶助検討票において実際に多数の病院、多数の科に行っている。
- 清水委員外議員 一番大事なところなのでもう一度伺うが、札幌から滝川に引っ越し代までもらってきたのは、滝川の医療機関を受診するためである。札幌ではそういうことでないと引っ越し代は出さないと。滝川に来たとたん1カ所以外、つまり4カ所以上の札幌の病院に通院する必要があるというのはおかしい。手稲福祉事務所から滝川のどこの病院に通院するのか話があったのか。
- 越前主査 私が聞いているのは札幌市から滝川市に転入したのは、医療云々が主ではなく世帯の置かれている札幌での環境についていけないことなどが主な理由と聞いている。

委員 長 堀 田	以前にも同じような答弁があった。 非常に時間も経過しており、我々も何回もこの問題についてやっている。共産党は酒井委員がいるので、その辺の調整も必要だと思う。委員外議員が長時間やるのはいかがなものか。あと何問くらいあるのか。それによっては休憩をとっていただきたい。
山腰委員外議員 高田副主幹 清水委員外議員	堀田委員が質疑した答弁をまだもらっていない。 答弁が遅くなり申しわけない。3月分の120万円は4月に含まれていない。 滝川の福祉事務所は3月12日に医療機関とは別の理由で手稲区の福祉事務所から滝川に行くお知らせを受けているが、生活保護費の4分の1は市町村の単費である。いきなりその4日後には20万円の領収書があり、立て続けに生活保護の決定をするや否や領収書を持ってきている。最初の分の領収書はいつ持って来たのか、22日の後なのか前なのか伺う。普通であれば話が違いうだろう、札幌の病院に通院しており、しかもかなり重い方なのに何で滝川に転居させたのかと手稲区役所に言うべきである。生活保護法上問題があるのではないかといった話はしたのか。
越前主査	その当時私は担当でも主査でもなかったが、通常こういった場合は当然そのような話になると思う。ただ生活保護法上問題かと言われれば、本人の居住権というものがあるので最終的にはそれを拒むことはできない。
清水委員外議員 居林部長	最初の領収書を持って来た日付はいつか。 このときの担当者がいないので、この領収書を1枚ずつ持って来たのかまとめてなのかは定かではない。
清水委員外議員	移送による引き継ぎが不十分で、そのまま120万円の支払命令をしたのは明らかである。そもそも札幌で医療を受けていなければならない人である。医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合でかつ移送に要する交通費等が確実に認定できる場合は給付要否意見書の提出を求める必要はないとある。つまり札幌の書類に20万円と書いてあるだけで3月17日の時点では給付要否意見書はないのでこの例外規定には当たらない。それにもかかわらず容疑者の言うとおりに支払ってしまった。何で弱い対応をしなければならなかったのか。あなたは勝手にタクシーを使っただろうともっと毅然とした対応ができなかったのか。17日の前にタクシーに乗っていいかと聞かれたり、答えたりしたことはあったのか伺う。そういう120万円を支払ったことは何らかの力、元組員の力に屈服したと思わざるを得ない。そういうことはなかったのかどうか伺う。
居林部長	決定前にタクシー移送の支出がされていることに私も非常に疑問に思ったので3月の決定当時の話を査察から聞いた。札幌の医療機関にかかりたいと本人から電話があったが、まだ保護の決定がされていなく病状把握もしていないので決定されなければ個人負担になることを話したそうである。先に決定をしたのではなく、その決定が後であっても支払いをするのは可能とのことだった。そういった経過があることを理解いただきたい。また当時恫喝などがあったのか、当時の担当課長以下すべての方に聞いた。当時この方については相当注意を払っていたが、これが支出された折には恫喝といったことはなかったと聞いている。
委員 長 渡 辺	他に質疑はあるか。 委員会で担当部長の話していることが相当変わってきている。市として適正な事務処理だと報道もされた。

渡 辺 委 員 長	(「資料に関しての質疑はいいが、また1からの質疑はだめだ。」という声あり) まとめとして質疑している。 休憩する。
	休 憩 18:43 再 開 18:45
委 員 長 渡 辺	委員会を再開する。 市としては20日の段階で適正な事務処理だと言っていたわけだが、さまざまな事柄からすると事務処理上にも極めて問題があったとしっかりとってもらわなければいけない。制度上瑕疵がなかったと言っていたが、制度の運用上も極めて瑕疵があったことを認めてほしい。滝川に来てすぐの3月13日から生活保護を認めるようなことは制度運用上瑕疵だと思う。滝川の医療機関にもしっかりと健康状態などを確認しなければならないのに、札幌もそのまま。
委 員 長 渡 辺	質疑は端的に。 制度運用上の瑕疵があったということを認めるべきである。被疑者が住所を変えて受給した150万円が問題だったとして被害届を出したが、だんだんとその額は大きくなっている。それをきちんと認めてほしい。そうでなければ市民はまだ150万円が被害だと思っている。部長から訂正してもらわないと答弁だけでははっきりしない。もう一度言い直してほしい。
居林部長	この件に関して委員会はきょうで4回目だと思う。当初申し上げていたのは、法的な問題については道の見解もあり、こういう支出については問題がないと指導もあった。ただ皆さんからの指摘や私どもの検証からも事務処理上いろいろな節目でそれを防ぐ手だてはあったと思っている。事務処理の誤り等については当然改善を図っていくし検証委員会でも問題点が明らかになると思う。私どもの医療扶助移送費に関する以外にも全体としての問題を洗い出ししなければならない点がまだまだあると思う。そういった意味で今後こういったことを二度と起こしてはいけないという思いがある。今回の事件について私どもの事務処理に誤りがあった点については深くおわびを申し上げる。被害届の150万円については今後捜査が進展され新たな被害額が出てくると予想されるが、検証委員会の検証、私どもの問題点の洗い出し、警察の捜査、皆さんからもいろいろな意見をちょうだいしながら適正な執行に努めていく。
渡 辺 委 員 長	制度運用上の瑕疵、適正な価格と思っていたことについてしっかりと説明願う。
渡 辺 委 員 長	説明の中にあった。
	説明にはあったが、最後に言ってほしい。
	それはもう説明があった。
	他に質疑はあるか。
清水委員外議員	1点だけ。3月16日から4月4日の医療扶助検討票の一番下に嘱託医意見の欄があるが、これらに書いてある同上という文字は本当に黒田院長が書いたのか。これは黒田院長の筆跡ではないと思うが、間違いないか。福祉事務所の作為的な感じがするので調査してほしい。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (1)について報告済みとする。
委 員 長	2 その他について 何かあるか。(なし)
委 員 長	3 次回委員会の日程について 正副委員長に一任願う。

以上で第7回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 18:53